資料2－⑤

前回の議事で出た課題への新たな対応策の方向性について

議題2　医行為の必要な障がい者への支援に関する課題について

（1）事例番号1，2から導かれる地域課題	医行為の必要な重度身体障がい者の入所施設，短期入所施設，日中活動の場の不足

①人材育成	
相談支援センター等からの提示案	左記項目に関する懸念事項
・たん吸引及び経管栄養のケアが可能な福祉型短期入所施設の職員を増やし，それらのケアが必要な障がい者にとっての施設の選択肢を増やしてはどうか。	・福祉型短期入所施設側が喀痰吸引等研修に職員を受講させることに対する考え方の確認が必要。 ・より多くの人材育成のため，福岡県が行う研修の回数を増やしていただく必要がある。
・福祉型短期入所施設の支援者が，福岡県の喀痰吸引等研修を受講後，実際に利用者を受け入れる前に，当該利用者の医療的ケアの実施現場を訪問して実技の訓練を行うことによって，受入施設のリスク軽減を図るようにしてはどうか。 　また，その訓練に要した日数分の手当は，行政が施設に支給するのはどうか。	

②社会資源の開発・改善	
相談支援センター等からの提示案	左記項目に関する懸念事項
・重度身体障がい者の入所施設が看護職員を夜間に常時配置した場合，その看護職員の人件費の一定額を，福岡市が補助するのはどうか。	・利用者と施設側のニーズが不明なため，調査が必要。
・夜間の導尿が必要な施設入所者については，施設が訪問看護ステーションに対し看護職員の巡回派遣を委託するのはどうか。	・上記のニーズ調査に加え，医療面から適当であるかどうかの確認が必要。
・重度身体障がい者の生活介護の定員を増やすことが必要。	

③調査	
相談支援センター等からの提示案	左記項目に関する懸念事項
・福祉型短期入所が，どのようにすれば夜間に医療的ケアの必要な障がい者を受け入れることができるようになるのか調査してはどうか。	

④その他	
相談支援センター等からの提示案	左記項目に関する懸念事項
・医行為の必要な重度身体障がい者の中にも，医療型短期入所施設を利用する必要まではない人がいるため，利用者や関係者で福祉型短期入所の情報を共有し，利用者を分散させる仕組みがあると良いのではないか。	・どこの機関がどのような基準，方法で，利用者や家族が当初希望していなかった他の施設の利用に同意していただくか。また，万一のことがあった場合の責任の所在を整理することが必要。